



奈人委第110号
令和2年10月22日

奈良県議会議長 山本進章様

奈良県知事 荒井正吾様

奈良県人事委員会
委員長 松村二郎

職員の給与等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第8条及び第14条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙第2のとおり勧告します。